

磐田市規則第40号

磐田市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

磐田市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年磐田市規則第174号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。